



会計年度任用職員を募集します

- ▶**任用期間**=令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ▶**募集職種**=下表のとおり
- ▶**応募期限**=2月7日(金)※午後5時15分必着
- ▶**応募資格**=地方公務員法に定める欠格条項に該当しないこと。年齢や過去の任用回数などの制限はありません。職種によって資格要件があります。詳しくは市ホームページまたはハローワーク求人票を確認ください。
- ▶**応募方法**=次の書類を提出先へ郵送または直接持参ください。応募申込書、ハローワーク大船渡の紹介状(任意)、資格証明書の写し(資格が必要な職種の場合)



市ホームページ

※応募申込書は市ホームページでダウンロードできるほか、総務課で配布しています。
※併願も可能です。
①郵送の場合
〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢15
大船渡市役所総務課
※封筒の表に「申込書在中」と朱書きしてください。
②持参の場合
市役所本庁総務課に提出ください。
※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分
※下記募集内容は変更となる場合がありますので、市ホームページやハローワーク求人票で最新情報を確認ください。

フルタイムの会計年度任用職員

職名	募集人数	職務内容	勤務場所	問い合わせ先
栄養士【代替】	1	学校給食の献立作成補助、調理場の衛生管理、栄養指導など	北部学校給食センター	北部学校給食センター(☎27・1293)
事務補助員(水道課)	1	経理・庶務事務補助、窓口などでの対応業務	水道課	水道課(☎内線172)
保育補助員	1	市立こども園での教育保育業務	市立こども園	こども家庭センター(☎47・5200)
歯科衛生士	2	歯科診療所での歯科衛生士業務	歯科診療所	国保医療課(☎内線149)
看護師	1	医科診療所での看護師業務	越喜来診療所	国保医療課(☎内線149)

パートタイムの会計年度任用職員

職名	募集人数	職務内容	勤務場所	問い合わせ先
事務補助員(各課)	5	各課での一般事務補助	出先機関を含む各課	総務課(☎内線233)
事務補助員(水道課)	1	開閉栓業務、窓口などでの対応業務	水道課	水道課(☎内線172)
移住コーディネーター	1	移住相談、情報収集・提供、移住イベントの企画運営、関係人口拡大の支援業務	企画調整課	企画調整課(☎内戦230)
介護支援相談員	1	要介護認定調査業務	総合福祉センター内	長寿社会課(☎26・2943)
介護支援相談員(保健師)	1	介護予防業務	総合福祉センター内	長寿社会課(☎26・2943)
介護支援相談員(ケアマネージャー)	1	介護予防支援業務、介護予防ケアマネジメント業務	総合福祉センター内	長寿社会課(☎26・2943)
保健相談員	1	健康診査業務などの事務補助	こども家庭センター	こども家庭センター(☎47・5200)
保健相談員	2	成人保健業務事務補助	保健センター内	健康推進課(☎27・1581)
専門事務員	1	成人保健業務事務補助	保健センター内	健康推進課(☎27・1581)
用務員	1	小学校用務員	市内小学校	学校教育課(☎内線273)
教育相談員	1	児童・生徒、保護者の相談業務など	教育相談室	学校教育課(☎内線273)
ICT支援員	1	小中学校でのICT支援業務	市内小中学校	学校教育課(☎内線273)
心の教室相談員【時給】	2	中学校生徒の悩みに関する相談業務	市内中学校	学校教育課(☎内線273)
特別支援教育支援員【時給】	7	特別支援教育支援業務	市内小中学校	学校教育課(☎内線273)

消費生活情報

163



「簡単に稼げる」などうたう副業トラブルに要注意！

最近、空き時間(スキマ時間)に効率よく稼ぎたいという人が増えています。ところが、SNSやインターネットで見つけた副業サイトで「いいねを押すだけ」などの簡単な作業(タスク)で稼げるという副業に応募したところ、高額報酬を得るため必要という理由で費用を振り込んだが、結局、高額報酬は得られず詐欺被害に遭ったなどの相談が増加しています。

■実際にあった詐欺の特徴

- ・簡単なタスクをするだけで報酬が得られると誘引される。
- ・最初に少額の報酬が手に入ることで信用してしまう。
- ・お金を稼ぐために副業をしているはずが、さまざまな理由で金銭を請求される。

■消費者へのアドバイス

- ・「簡単に稼げる」「もうかる」とを強調する広告は詐欺の可能性が高いので、このみにしないようにしましょう。
- ・相手から住所や氏名、銀行口座、免許証の写真などの個人情報の開示を求められた場合、安易に開示しないように

しましょう。
・高額報酬のタスクをするためなど、お金の振り込みを要求されるケースが目立ちます。言われたとおりに振り込まず、消費生活センターなどに相談ください。

■1月20日～24日は、若年者の消費者トラブル110番週間です

若者の消費者被害防止のため、商品やサービスの契約、悪質商法、多重債務など、消費生活のトラブル解決をお手伝いします。

▼相談対応機関＝県民生活センター(☎019・624・2209)

平日午前9時～午後5時30分
土・日曜日午前10時～午後4時
※メール相談への回答は電話で行います。

消費生活センター(☎内線134)
平日午前8時30分～午後5時15分

▼問い合わせ先

消費生活センター
(☎内線134)
※出典：(独)国民生活センター
報道発表資料

【県民生活センターEメール】syohi@pref.iwate.jp

大船渡市男女共同参画情報

いきいき通信では、男女共同参画に関する情報をお知らせします。



編集・問い合わせ先=男女共同参画室
TEL 0192・27・3111(☎内線278) FAX 0192・27・8878



市は、持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえて各種取り組みを推進しています。

～出産や育児を『リスク』としないために～

近年は共働き世帯が当たり前となり、出産後も働き続ける女性が多くなりました。

年々、男性の育児休業取得率が向上していますが、いまだに育児の負担は女性の方が大きく、妊娠や出産がきっかけで仕事を辞めなければならなかった女性もいます。

若い世代の中には、仕事と育児の両立、妊娠・出産に伴う休業や時短勤務などによる収入の低下、子育ての経済的な負担、自身の仕事のキャリアが途切れる可能性などを『リスク』と捉え、子どもを持つことに不安を抱える人たちもいます。

国では、性別にかかわらず育児や介護と仕事が両立できるよう、育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法を改正することとしています。

育児・介護休業法の主な改正点

■子の看護休暇の見直し

- ・対象となる子を小学3年生まで拡大
- ・取得理由に入園(入学)式、卒園式などを追加

■所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

- ・子の要件を3歳未満から小学校就学前に拡大

■柔軟な働き方を実現するための措置

- ・テレワーク導入を努力義務化

■子の看護・介護休暇取得者の要件緩和

- ・継続雇用期間6カ月未満の労働者を追加



次世代育成支援対策推進法の主な改正点

- 法律の有効期限を10年間延長(2035年3月末まで)

- 従業員100人超の企業に、育児休業取得などに関する状況把握や数値目標の設定を義務付け